

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成16年10月28日(2004.10.28)

【公開番号】特開2001-134047(P2001-134047A)

【公開日】平成13年5月18日(2001.5.18)

【出願番号】特願平11-314141

【国際特許分類第7版】

G 03 G 15/01

G 03 G 15/00

G 03 G 15/16

G 03 G 21/00

【F I】

G 03 G 15/01 114 A

G 03 G 15/00 303

G 03 G 15/16

G 03 G 21/00 370

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月23日(2003.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このような技術的手段において、本件はタンデム型、4サイクル型のいずれの態様をも含む。

また、像搬送ベルト2には、中間転写ベルトのみならず、用紙搬送ベルトをも含む。

更に、プロセス制御センサ5は、作像プロセス制御用センサを意味し、濃度制御用の濃度センサのみならず、レジストレーション位置制御用の位置センサなどを広く含む。

更にまた、接触部材6に張架ロール3のみならず、他の部材をも含む。

この場合、他の部材の中には、像搬送ベルト2上の可視像粒子を積極的に飛散させるために張架ロール3と別個に設けられる飛散部材7(仮想線で示す)をも含む。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

また、本実施の形態において、図6に示すように、第3の態様、すなわち、金属製張架ロール22へのバイアス印加+アース電極板82により、狭いトナー飛散域で且つトナー飛散量がすくなくなるため、プリンタ本体へのトナー飛散の防止効果がより高まる。

ここで、アース電極板82を無くし、金属製張架ロール22へのバイアス印加のみにすると、金属製張架ロール22へのバイアス印加+アース電極板82のような飛散防止効果はない。これは、張架ロール22が単体でトナー極性と逆極性の電圧を持ってば、トナーの飛散はある程度抑えられるが、トナー飛散しにくい電界を形成していないために、トナー飛散防止効果は少ない。

同様に、図9の濃度センサ42の最下面の透明部材74を導電性にしトナーと同極のバイアス電圧を印加しただけでは効果は低く、透明部材74へのバイアス電圧印加と同時にア

ース電極板 8 2 を設けて飛散トナーが透明部材 7 4 に付着しにくい電界を形成する必要がある。

尚、張架動ロール 2 2 は樹脂製でも導電性であれば同様の効果が得られ、金属ロールに薄い絶縁フィルムを被せても同様の効果が得られる。